平成２６年（フ）第６８号
東京都葛飾区新小岩４―20―５―102、住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩５丁目12―４―201
債務者　中瀬　友希
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６９号
静岡市駿河区新川２丁目１―40　新川ビル306号室、住民票上の住所静岡県藤枝市岡出山２丁目９番25号
債務者　古川　洋幸
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７０号
静岡県藤枝市横内2186　メゾンシェアリー203号室、住民票上の住所静岡県藤枝市岡出山２丁目９番25号
債務者　古川　恵里
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０８号
静岡県浜松市浜北区小林1465番地
債務者　村松　悠生
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６７１号
栃木県宇都宮市下栗町2937番地21　オレンジコートU102号
債務者　吉沢みち江
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
東京都葛飾区西亀有３丁目28―８―503
債務者　高橋　由美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９号
東京都葛飾区青戸３丁目34―６―501
債務者　松野下　葵
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０号
東京都板橋区大和町24―３―201
債務者　渡部　一人
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７３号
千葉県市川市市川１丁目16―23―103
債務者　野村　　充
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７４号
千葉県市川市市川１丁目16―23―103
債務者　野村キヨ子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０９号
静岡県浜松市中区元浜町143番地
債務者　菜彩うさぎや砂山店こと　相曽　　毅
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４２７２号
東京都台東区千束４丁目44―２―509
債務者　田中　榮子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２７５号
東京都杉並区堀ノ内３丁目16―35―205
債務者　長倉　宏司
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５号
東京都練馬区平和台４丁目16―18―202
債務者　吉田　　正
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２号
東京都板橋区清水町91―１―1204
債務者　佐藤　光男
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部